# 弘前藩江戸藩邸における死者とその扱い(上)

#### じめに

ていないと指摘している。 理解できるとしている。そこから、 事の発達、 わってきたが、未だ仏教史と思想史研究との共通土俵の構築までに至っ 府・諸藩の支配下にあって、寺院僧侶の増加、葬式法要、開帳縁日、 というものである。それは、 の仏教の地位である。後者は、国民生活の発達から仏教の在り方に迫る 近世を分ける精神史的区分であり、 る。そして、示唆に富んだ二つの問題提起をしている。一つは、中世と 史と文化史の方法を取り入れて、総合的に理解する必要があるとしてい からの研究が蓄積されてきた。伊東多三郎氏は、近世仏教史に社会経済 近世仏教史の研究は、辻善之助氏によって体系化され、その後多方面 戦後の研究は辻氏の分析が不十分な部分を克服する統制論 参詣巡礼の流行、 仏教思想史・信仰社会史や新しい研究視座として諸宗教も加 葬式法要・仏事の発達の分野には言及していない。 講の発達が密接に関係することを考察して 都市・村落の発達、民衆生活の向上と、幕 政治権力と宗教的権威の関係を究明 他の一つは、近世国民生活において

# 篠村正雄

とで理解していかなければならないと考える。からも強く続いているのは、民俗学・宗教社会学を含む総合的研究のも受不施派の禁教が解かれ、寺院が幕藩権力の人別掌握の役儀を解かれて優かに、現代の菩提寺と檀家が、明治維新後にキリシタン・日蓮宗不

亡した場合の扱いが課題となり、論題を設定した。死亡した時の扱いを明らかにした際、江戸に菩提寺を持たない勤番が死本稿は、地方自治体史編纂・執筆のなかで、弘前藩領民が旅の途中で

次に、本稿に関する先行研究について触れる。

い、その見返りとして、檀家役を取り立て、葬儀を独占できたとみてい入ると、江戸幕府は寺院法度により本末制度を整備させ、キリスト教・日蓮宗不受不施派を禁じ、寺請制度を設けさせたと一般に認識されていると考える。竹田聴州氏は、社会の側から寺請制・本末制と神仏習合に関する民俗学を含めて多面的に考察し、葬式・法事などの追善供養を行りであ。高埜利彦氏は、江戸幕府と寺社を論ずる中で、寺院が寺請証文・寺送り証文を発行して、幕藩権力の人別掌握の一端を役儀として担文・寺送り証文を発行して、幕藩権力の人別掌握の一端を役儀として担ま、その見返りとして、檀家役を取り立て、葬儀を独占できたとみていい、その見返りとして、檀家役を取り立て、葬儀を独占できたとみていり、その見返りとして、檀家役を取り立て、葬儀を独占できたとみていると考える。 近世に

る。そして、一八世紀以降、民衆が家別に墓石を建立し、寺院も年忌法 要を勧め、過去帳を整備しているのは、民衆と寺院の双方が寺請制度を 形成し、展開させているに他ならないとしている。圭室文雄氏は、幕藩 であることを証明した請書を発行させているところから、寺請制度は寺 にしている。朴澤直秀氏は、宗教と社会に関する従来の研究を再検討し、宗 教施設を媒介として僧侶集団と寺檀関係・寺院所在村との関係を明らか 教施設を媒介として僧侶集団と寺檀関係・寺院所在村との関係を明らか としている。

ような取り扱いを受けたかが明らかになっていない。

これらの研究から、寺請制度はキリシタン改めから始まる政治的側面がのほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面がのほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面がのほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面がのほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面がのほかに、民衆の死者に対する追善供養の強い要求という社会的側面がのほかに、民衆の死者に対する追答供養の強い要求という社会的側面がのほかになっていない。

滞留する日用と近似的存在であったと指摘している。このほか、 藩士・足軽・中間の住む長屋部分で、 その家族を中心に女中が住み、 しての江戸の社会構造を、武家地・寺社地・町人地が磁極のように作用 していることに注目している。そのなかで、 第二は、 藩邸社会に関するものである。 武家奉公人は江戸と関東周辺の抱元が請負ったが、 政庁がおかれた部分であり、 二重化している特徴を持つとして 吉田伸之氏は、 藩邸の御殿空間は、 巨大城下町と 詰人空間は 江戸の 藩主と 武家奉

派遣し村役人を抱元として寄子を募集する場合があったとする。派遣し村役人を抱元としている。遠藤廣昭氏は、黄檗派江戸八ヵ庵は、田郎・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に譜代から出替りとなって質的低下をもたらし、日間・草履取は享保期に高い、一切に高いる。

藩の江戸藩邸の関与を考察した研究はみられない。した場合の埋葬の経緯については、遠藤氏が触れている程度であり、各江戸に流入する奉公人についての論証は進んでいるが、奉公人が死亡

庁日 法には及んでいない。 次の被害調査を分析し、 を含んだ儀礼として捉えようとしている。(:) また、経済的救済である施行は、 震を災害社会史として扱い、災害情報が身分制社会において客観的事実 によるものか、 第三は、 弘前藩が幕府へ届出た死亡者七九人に、 記 (江戸日記)」 江戸安政地震の研究について述べる。北原糸子氏は、 安堵を与える主観的事実によっているかを検討している の災害情報から藩邸の建物被害と被害者名を考察 白石睦弥氏は、 町方の被害状況を明らかにしているが、 富者・貧者の交流から宗教性・象徴性 弘前藩士の 佐山守氏は、 新たに一名を加え八○人と 「秘日記」 幕府の第一・二 と 「弘前藩 . この 埋葬方 地

している。しかし、埋葬方法や弘前藩邸の関与にはふれていない。

ていない。 が、死者の埋葬、追善供養の仕方、江戸藩邸の関わり方は明らかにされが、死者の埋葬、追善供養の仕方、江戸藩邸の関わり方は明らかにされるこれらの研究では、地震における被害の様子は詳しく考察されている

掘り起こし、新たに埋葬する例は都市下層民のものと報告している。状態になると、盛り土をしてその上に埋葬したり、先に埋葬した遺骸を雄氏は、川越藩士・龍野藩士の二例は、規模・構造から低録の旗本の墓雄氏は、川越藩士・龍野藩士の二例は、規模・構造から低録の旗本の墓のは、近年、著しい成果をあげている考古学を取り上げる。谷川章

本稿は、これらの先行研究をもとにして、弘前藩江戸藩邸で死亡したかを、勤番を軸にして考察する。ここで、藩主家の人々はすでに報告しかを、勤番を軸にして考察する。ここで、藩主家の人々はすでの死者に対葬が可能であったか。追善供養の仕方から、国元から江戸での死者に対き、誰によって埋葬されたか。国元の菩提寺と同じ宗旨の寺院への埋とき、誰によって埋葬されたか。国元の菩提寺と同じ宗旨の寺院への埋とき、誰によって埋葬されたか。

以下、それぞれ「江戸日記」、「国日記」と略記する。(空)主に使用する史料「弘前藩庁日記」には、江戸日記と国日記がある。

#### 註

- (1) 『日本仏教史』近世編、岩波書店、一九五二。
- 弘文館、一九六○。(2)「近世における政治権力と宗教的権威」(『国民生活史研究』4)、吉川
- (3)『近世宗教社会論』、吉川弘文館、二〇〇八
- 北女子短期大学紀要 第四九号』)、二〇一一。き』第一〇号)、二〇〇一。「津軽からの伊勢参宮」(『東北女子大学・東(4)拙稿「弘前藩における旅人の死の取扱について」(『年報市史ひろさ
- 田聴州著作集第七巻 葬史と宗史』所収、国書刊行会、一九九四。(5)「近世社会と仏教」(『岩波講座日本歴史9 近世2』、一九七五)。『竹
- 仏教史』7)、雄山閣出版、一九八六。(7)「幕藩体制と仏教―キリシタン弾圧と檀家制度の展開―」(『論集日本

(6)「江戸幕府と寺社」(『講座日本歴史』5)、東京大学出版会、一九八五

- (8)『幕藩権力と寺檀制度』、吉川弘文館、二〇〇四。
- 『近世都市社会の身分構造』、東京大学出版会、一九九八。(9)「巨大城下町―江戸―」(『岩波講座日本通史』第一五巻)、一九九五。
- (1) 『幕末江戸社会の研究』、吉川弘文館、一九七八。
- 例として―」(『江東区文化財紀要』第一号)、一九九〇。(11)「黄檗派江戸八ヵ庵の古跡並御免とその機能―深川の黄檗派寺院を事
- (12)「人宿」(『岩波講座日本通史』第一五巻)岩波書店、一九九五。
- (4)『安政江戸地震災害誌』上・下巻、海路書院、二○○四
- (15)「秘日記から見た安政江戸地震」(『歴史地震』第二一号)、二〇〇六。
- (16)「江戸の墓地と都市空間」(『文化財の保護』第二二号)、東京都教育委

員会、一九九〇

- 世史研究』第六〇号)、二〇〇六。 「江戸の社会と葬をめぐる意識―墓制・盆儀礼・おんぼう―」(『関東近版社、一九九八。『江戸の葬送墓地制』、東京都公文書館、一九九九。(17)「葬送墓制からみた都市江戸の特質」(『年報都市史研究』六)、山川出
- 「満隆寺・妙壽寺・南谷寺と津軽藩主の墓石」同六号、一九九七。ろさき』第三号)、一九九一。「津梁院境内図」同第四号、一九九五。(18) 拙稿「浅草常福寺口上書と御屋敷え常福寺御由緒略覚」(『年報市史ひ
- (19) 弘前市立図書館蔵

# 一藩邸に住む人

# -) 藩邸内の人々

・小人と、多くの上総小人を抱え込まねば藩邸が機能しなくなっているを発職とみられる。また、上総小人一五○人が存在するが、上総小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えの産をであるで、江戸足軽頭・江戸小人頭兼御国小人頭は、江戸抱えの者を管轄する役職とみられる。また、上総小人一五○人が存在するが、また、上総小人の存在がわかる。同三年には藩士二一二人、足軽・小人一七七人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えや上総小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えの者を管轄する役職とみられる。また、上総小人一五○人が存在するが、上総小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えの産を管轄する役職とみられる。また、上総小人一五○人が存在するが、上総小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えのと終小人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えのと軽地人を抱えた上限は確認できない。延宝期からこれまでの間に江戸抱えのととにより、といるといるといる。

明である。 <sup>(i)</sup> 化八年(一八一一)、藩主在国で勤番三九一人であるが、又者の数は不 勤番一人で約三・五人の又者を抱えていることになる。秋田藩では、文 下一七四七・又者八三七人と数えている。合わせて二四二四人となり、 四)、定府一七八人(御目見以上一六四・以下一四)を数えている。 息女付一八)と記録されている。参勤交代緩和後の元治元年(一八六 上が三八八、以下が三五人、女中五八人(藩主付二〇・前藩主付二〇・ り呼び寄せられたもので、平時の人数には入らない。同四年、 になり、定府二二一・勤番五一二人を数える。 れる。安政二年(一八五五)、安政江戸地震の手当は、表(1)のよう 用人に用達一・侍二人が付いており、諸家来二五人が被官の又者とみら ○・息女付二一・若殿付七)が存在する。また、家老に用達一・侍四人、 小人七〇人が含まれている。また、作事方一一四人は地震復興に国元よ (e) 小人まで五○七人に暑気払いの枇杷葉湯を配布しており、この中に上総 永三年(一八五〇)には定府・勤番一二一五人、女中五九人(奥女中三 様子は窺える。天保四年(一八三三)には定府一五二人が存在する。 加賀藩では、寛政八年(一七九六)、藩主在府で勤番二四〇・足軽以 同三年、 御目見以下から 御目見以

#### 表(1)安政江戸地震の手当一覧表

衣(1)女政江戸地長の十ヨー見衣								
	勤	番						
	役 職	手当 丸潰	手当 半潰					
	御家老	6 両						
	御用人	4 両						
御	勘定奉行・御小姓組頭・御錠口	2両1分	1両2分					
1144	御目付							
目	御近習小姓	1両2分	1 両					
н	作事奉行・御小納戸役・御近習医者	1両1分1朱	3分2朱					
見	御膳番・御小姓組							
兄	御祐筆・御台所頭・御用聞	1両2朱	3分					
以	御中小姓・両吟味役・表右筆	3分	2分					
IJ	御料理小頭・御徒小頭・御茶道							
上	御近習坊主・御勘定小頭・飼料役							
	与力・御番人・御徒目付・御徒	2分1朱	1分2朱					
	御料理人・御茶道附・勘定人・馬医							
	両受払役・附添番・大工頭							
	錠前口・御馬下乗・足軽目付	1分3朱	1分					
御	御持筒・大組警固・諸手・坊主小頭							
目	御家具小頭・御家具之者・足軽							
見	掃除頭・御用所坊主・御中間							
以	御陸尺小頭・御馬屋・板之間小頭							
下	長柄之者・作事杖突							
	御鑓持より掃除小人	1分1朱	3 朱					
	計 165両2分	66両2朱	99両1分2朱					
L	計 512人	110人	402人					

	定	府		
	役 職	手当 丸潰	手当 半潰	
	御用人	6 両		
御	御側御用人	7両3分		
	物頭より御取次	5両1分	3両	
目	勘定奉行より上々様御附	3両3分3朱	2両1分	
見	御使番より御近習小姓	2両2分2朱	未 1両2分	
DJ.	御近習医者より御小姓組	2両1分	1両1分1朱	
LV.	御右筆より御用達	2 両	1両2朱	
上	御留守居組より御役者	1両1分1朱	3分	
	御目見以上	1 両	2分1朱	
	御目見以下	3分1朱	1分3朱	
	計 390両1朱	244両3分3朱	145両2朱	
	計 222人	110人	112人	

正月に二

一両二分・

四四五文が支給されている。

貸本を借りたりして江戸の生活を楽しんでいるよう

で喰い物屋に入り、

借財に苦しむ様子は窺えない

外に勤学登等に15両 合計570両2分1朱

たことを明らかにしている。

ている。

か

玉

元

へ帰る家老が、

町

方からの

借財を返却できず、

代金の

返済訴訟を、

当事

者同士 また、

 $\bar{o}$ 

解

決に任せる方策を採っていると

弘前藩は、

藩士に対する生活用

品の

か、

町

人の泣き寝入りになるため、

町

人は結束して対峙するようになっ

弘前藩庁日記(国日記)安政2年12月7日条による

は手当二三両弱の 藩では、 前藩は、 州藩の三〇石程度の下級武士酒井伴 この 正徳三年 ように江戸での手当を蓄えた例はみられない。 四割を倹約 (一七一三)、 玉 元の家計を助けるためであった。 玉 元で若党・ |太郎 が 江 中間の給金を定 言 詰 を希望す る 弘 由

前

捻出させることは無理であったろう。 高く設定されているもの 切米ー 江戸 (生活が借財を重ねていく様子が窺える。 甪 頭に雇用を申し入れさせている。 江戸日記」 藩邸と、 両 歩、 には、 町人との 玉 元の同クラスで百目となっており、 藩士からの拝借金願が Ó 金銭貸借に関する訴訟は、 江戸で病による薬料、 例えば、 阿部綾子氏は、 恒常的にみえ、 江戸 藩 死亡による葬式料を 詰 に有 中 間 勤 利に運ば 天和期に弘 番は国 の上級クラス 江戸 で || 元よ 0 n 消 る

ることは難し

た藩士小山氏は、

弘前出立時に金七両・

銭

貫四○○文を持参し、

江

藩邸内での

生活を見ると、

慶応

年

八六六)、

参 勤に同

行

での手当は七月に

両

分 ·

五五五文、

一月に二両二分・五七二文

非番には浅草・亀戸天神

弘前藩邸が対応せざるを得なくなっている状況にあった。一○年後に町方が江戸町奉行へ訴えたことなども、藩士の借財の解消にた、国元へ帰る藩士一二人の借財一九一両余や、返済せずに国元へ帰り、勘定奉行が証文の裏書をして、知行米より返納させている例もある。ま

の借財は、翌年より三年賦で返納させることにしている。 (E) 大。文化一三年一二月、定府の者百石につき利息一分で二十両を貸し付た。文化一三年一二月、定府の者百石につき利息一分で二十両を貸し付た。文化一三年一二月、定府の者百石につき利息一分で二十両を貸し付た。文化一三年一二月、定府の者百石につき利息一分で二十両を貸し付

ていることがわかる。

ていることがおかる。

でいることがおかる。

でいることがおかる。

でいることがおかる。

でいることがおかる。

でいることがおかる。

でのように、江戸での生活は、消費を強いられるものであり、病気のこのように、江戸での生活は、消費を強いられるものであり、病気のこのように、江戸での生活は、消費を強いられるものであり、病気の

していきたい。 ここで、江戸における武家奉公人について、国元との違いを明らかに

できたとする。また、文化八年の新軍役規定では、百石取りの藩士が従で確保できず、藩権力の手を借りて掃除小人、御蔵・給地百姓から補完倉有子氏は、同九年の蝦夷地出兵の際、各藩士が従者・機械持夫を自力を命じられ、軍団を組織し、同九年以降は継続して警固にあたった。浅寛文元年(一六六一)、アイヌの蜂起があり、弘前藩は幕府から出兵

担の従者を確保できない場合は、藩庁が貸人の給金を知行米から差し引者二人の内、一人は自己負担、一人は藩からの貸人と定められ、自己負

くことで可能になったとする。

武家奉公人の確保については、寛政二年、足軽・小人の子・兄弟から武家奉公人の確保については、寛政二年、足軽・小人の子・兄弟から正おいては、藩庁が役高に応じて貸人を提供し、新軍役規定では従者の二分の一と武具を貸与することで、ようやく軍団を組織していることがわかる。平時において各役所への加勢としての貸人はみられたが、個がわかる。平時において各役所への加勢としての貸人はみられたが、個人的な理由による貸人は行われていない。しかし、文政五年(一八二人)、貴田十郎右衛門が江戸で大病に陥り、倅秀平から江戸までの旅に不案内のため、足軽か掃除小人の拝借願いが出て許可になっている。戦ある。平時において各役所への加勢としての貸人はみられたが、個のような理由のときは特別に認められたものであろう。

、史料1]「江戸日記」天和元年(一六八一)七月一日条、江戸藩邸における貸人については、次のような布達が出ている。

自今以後百石士御使者等"罷出候節、、御足軽壱人、挟箱持壱人、一、百石之面々、定り之御扶持方外、不被下置候、其外も其通"候、

道具持壱人、以上三人宛御借被成侯

上屋敷の手明の小人から出している。同四年、物頭以外に馬小屋が無く、するというものである。宝永三年(一七〇六)には使者に対する貸人は、に立つときは藩邸の方で足軽・挟箱持・道具持の三人を貸人として用意百石取りの藩士には定められた扶持以外の手当は支給しないので、使者

が出ている。 立つ者の又者が病気のため貸人を連れる場合は、理由を示すように指示 小人は藩邸から御金奉行職遂行のための付人であり貸人ではない。 沢曽右衛門・中間吉右衛門・小者久助の他に常付御国小人小三郎がおり にするよう勧告が出ている。安永元年(一七七二)、目付から、 衣類が見苦しく、 国元から馬を連れてきていないので、 口取りを申し入れるようしている。 宝永三年、桜庭伝助に殺害された清野九兵衛には、 月代を剃っていない者もあり、 寛保元年には使者に供する貸 用向きのある時は藩邸に貸馬、 衣類・帯を相応のもの 若党平 使者に 馬

解できよう。 士は藩邸からの貸人によって、かろうじて役務を果たしていることが理士は藩邸からの貸人によって、かろうじて役務を果たしていることが理国元では戦時において貸人がみられるが、江戸では平時において、藩

役務を果たしている例がみられるが、貸人制度はみられない。(セラ)土佐藩では、若党・鑓持・挟箱持を雇い、他の藩士から又者を借りて

い る<sup>27</sup> て願い出ている。 小山内が病気になったため、 られる木立茂助と二人で又者一人を連れて江戸詰をしていた。ところが 勘定人葛西佐左衛門は、 による国下りの掃除小人の内から、 三年(一七六六)、用人吉村場左衛門は、 弘前藩で、この他に貸人が認められた具体例を見ることにする。 寛政五年、 病気により国元へ帰る際、 中小姓・右筆手伝小山内利門は、 木立の方から弘前藩邸へ貸人願が出されて 貸人四人を申請している。 国元へ帰るにあたって、 掃除小人を貸人とし 安永三年 同役とみ 交替 明 和

人一人当たりの三〇日の給金の内、三分の一は藩邸より支給し、残り一文久二年の規則では、勤番の者の又者が病死の際、貸人である掃除小

人一人を派遣している。

(の貸人を願い出たが、藩邸はこれを認めなかった。この際の貸人は三〇の貸人を願い出たが、藩邸はこれを認めなかった。この際の貸人は三〇歩二匁六分は自己負担するものであった。勤番の者より自己負担なしで

担するものであった。めている。この中で又者が病気の際の貸人は、給金の三分の二を自己負めている。この中で又者が病気の際の貸人は、給金の三分の二を自己負これらの例から、国下り、病下り、又者が病気の際に藩邸は貸人を認

埋めをしている。 たが、 二年 (一七八二)、掃除小人一○人を要請している。 (3) でも掃除小人六〇人余が不足し、 戸に向かわせると答えている。天保四年、 らの要求に応えている。また、 として一〇人を江戸へ向かわせた後であり、 派遣を断っている。 江戸藩邸では武家奉公人の不足を、 掃除小人の多くを蝦夷地警備のため派遣しており、 安政二年、 寛政五年、 安政江戸地震の復興への派遣から、 各役所への加勢を引き上げることで穴 国元から補充しようとして、 江戸から二○人の要請があっ 国元が凶作により掃除小人の 新規召抱えを行って江戸 国元では、 帰還次第、 鷹付人 玉 江

する掃除小人に質的な違いは見られない。掃除小人増員の要請に応ずることが出来なかった。蝦夷地と江戸に派遣国元では、蝦夷地警備や凶作といった状況下にある時は、江戸からの

なければ役務を果たせないまでになっていた。江戸でも、嘉永六年、幕団を組織する際、組によっては甲冑所持が二人だけで、藩からの貸与がこの貸人制度のほかに、武具の貸与がある。国元では蝦夷地警備の軍

者がなり、人主には、親・兄・親類の者がなることが多かった。 本本公先へ提出し、寄子の給金の受け渡しや世話をおこなっている。奉としてプールしておき、武家方・町方からの要請に応じて供給する場合としてプールしておき、武家方・町方からの要請に応じて供給する場合と、在方に手代を派遣し、村役人を抱元として寄子を募集する場合があと、在方に手代を派遣し、村役人を抱元として寄子を募集する場合があと、この際、抱元は生国村・年齢・宗旨・檀那寺を記した奉公人請状を奉公先へ提出し、寄子の給金の受け渡しや世話をおこなっている。奉を奉公先へ提出し、寄子の給金の受け渡しや世話をおこなっている。奉を奉公先へ提出し、寄子の給金の受け渡しや世話をおことが多かった。 江戸における武家奉公人の確保は人宿を通しておこなわれた。人宿は、

一人ずつ配置されていて、部屋の運営がなされていた。 寛保元年、江戸小人の三部屋の部屋毎に、部屋頭・役割・食焚・水汲が ないところから、入口が藩邸との交渉の責任者であったことがわかる。 ないところから、入口が藩邸との交渉の責任者であったことがわかる。 この請状に藩邸は一分を支払い、入口二 に入口の裏書押印を要求した。この請状に藩邸は一分を支払い、入口二 に入口の裏書押印を要求した。この請状に藩邸は一分を支払い、入口二

江戸藩邸の上総小人を取り上げる。

江戸抱えであることが明確

江戸藩邸がどのような対応をしたかをみていくためである。にわかることと、藩邸内で死亡した時、請人が引き取り埋葬するものの

ため、 かる。 年には五人を月抱えにして急場をしのいでいることがわかる。 総小人が不足し、国元や日雇いで補充しようとしている。天保二年には 年は藩主が在府の年で、小人二五〇人が存在するものの、 話人に三両を渡し、上総小人五○人の募集をおこなっている。 家奉公人の質的低下に頭を悩ましている。また、同四年には、 えている。また、御貸馬口取二一人、自分抱の炊飯一八人の武家奉公人(8) 衛門の二人があり、上総小人一五○人を一人二両二朱・一人半扶持で抱 できず、 病身・病死の補充に七○人、同四年には凶作の国元から掃除小人を補充 らこれまでの間に、これだけ多くの上総小人を抱え込んでいることがわ て抱え直している。上総小人は一季・半季抱えにもかかわらず、 も存在していた。上総小人部屋設置の上限は確認できないが、 寛保三年(一七五〇)の分限帳に、 同三年、藩邸は、小人が老年で参勤交代の荷物を担ぎかねてい 国元より壮年の者を呼び寄せる計画を立てているところから、 翌年には上総小人から重年の者を調査した上で、七〇人を改め 入口として政田屋嘉兵衛・万屋平 掃除小人・上 上総 文政一一 延宝期か 武

江戸で抱えざるをえなかったことが理解できよう。 なかった。藩邸の武家奉公人は、国元からだけでは補充できず、その分や凶作といった状況下にある時は、江戸からの要請に応ずることが出来人を江戸へ派遣することが困難になっていった。国元では、蝦夷地警備人を江戸へ派遣することが困難になっていった。国元では、蝦夷地警備がいられた。弘前藩も函館・寿都の陣屋の警備にあたると、掃除小

三四人分を用意している。 あたり、 弘化三年、 みられる。 磨屋宗七は、雇頭として弘前藩邸より手当を得て、上総の抱元へ上総小 の名前が見えるが、銀次郎と同族であったかは知ることができない。 である播磨屋銀次郎に処理させている。 ら預かり、 前藩では一一月一三日から一六日にかけて、 着により江戸中の人夫が払底して、各藩でも対応に苦慮しているが、 分を受け取ったが、補充できなかった。また、文久元年、 姓を半七へ預け、 貰い受けて片付けており、 なり、病気で品川溜に移されて死亡した。宗七は寄子であった直之助を 人の募集に出かけている。銀次郎と同族であり手代として働いていると えられる。 炭屋等の商買を通じて、 は播磨屋を名乗る同族とみられる。 治元年に薪炭を納入する播磨屋半兵衛の名前があるところから、これら 両 文政一一年、 雇頭宗七は、 合わせて三両が支給されている。 藩邸より褒美を受けた商人の中に播磨屋半助・祐助・善兵衛、 人夫が不足し、一人平日の三人前増しで、一七六人分二九両 天保一○年、 弘前藩目付は、 安政六年、番組人宿四一〇人の中に麹町一丁目播磨屋五兵衛 諸入用一両を渡されたが、後に貰い受けることになり、 藩邸は上総小人の代理になった信州小人の不始末を抱 薬料・賄料は、 一〇代藩主信順の室金姫が生家田安家へ外出するに 雇小人直之助が悪事により町奉行の取り扱いに 弘前藩邸との関係を密接にしていったものと考 弘前藩邸は諸入用として一両を支給している。 藩邸の門前で倒れた金毘羅帰りの波岡村の百 嘉永三年、 国元で取り立てることにしている。 播磨屋は、武家奉公人の斡旋の他 門前の捨て子を宗七が弘前藩邸か 安政元年、 安政元年、 人夫足止銭一日三〇〇文、 親の仇討ちをした赤 大坂での働きが認め 和宮の江戸 手当 到 同 元

> ・人夫の印半天・半被・股引の注文を引き受けている。 文八が、藩士水木雄之進の路用金三両を盗んで逃亡する事件が起こった。 宗七は半分の一両二分を立て替え、上総の抱元とみられる名主へ交渉に 宗七は半分の一両二分を立て替え、上総の抱元とみられる名主へ交渉に (型) でかけ、調査後に半金を支払うことにしている。 同三年、上総小人 (型)

たことが理解できよう。起こる問題解決に、宗七のような存在は、なくてはならないものであっ元からの旅人の保護、捨て子などに対応させられている。藩邸の周辺でこのように見てくると、宗七は雇頭の仕事のほか、犯罪人の処理、国

 $\mathcal{O}$ は認められず、親類縁者は改めて新規抱えの取り扱いとなり、 に取り立てられる者も出てきている。 武家奉公人は給人知行所か人宿より確保してきたが、なかには譜代奉公 精勤すれば、一代限りではあるが身分の上昇が認められた。 **久元年には務め振りが認められ、** 元年には向屋敷に住み、 として新規召抱となり、二両二朱二人扶持・勤料一両が与えられ、 ものであった。 天保六年、 上総部屋役割寺田紋蔵は、 屋敷の出入りの取り締まりにあたっている。 掃除頭格に昇進しており、小頭として 弘前藩では足軽・ 数年来の働きが認められ、 掃除小人の譜代 金沢藩では 元治 文 頭

ついては、文政一一年、藩邸は五〇人の小人不足から、信州小人抱え入させることで対応している。弘前藩の江戸における武家奉公人の確保により二五両の借財の願い出に対し、武家奉公人の給金から五年賦で返納より二五年、弘前藩邸は、江戸組人宿遠州屋吉右衛門から、家屋類焼に

れる。れは、出入りの人宿が、信州小人の人入株を所持していないためとみられは、出入りの人宿が、信州小人の人入株を所持していないためとみられの審議をしたものの、人入株がないために困難と結論付けている。こ

石取りの藩士二人で、国元から又者一人を連れてくる例もあった。 ころでは、 難を伴うものであった。弘前藩邸の又者について、これまで見てきたと 政治・社会情勢に左右され、 とが明らかになった。また、 に藩士が直接上総へ出かけることはせず、 弘前藩邸出入れの人宿として政田屋・万屋・遠州屋・播磨屋が存在し 又者の片道中を次の史料からみていく。 御金奉行に若党・中間・小者各一人の存在が確認できた。また、 上総小人に関しては、 弘前藩邸で家老に用達一人・侍四人、用人に用達一人・侍二 主に播磨屋が請け負っており、 賃金の高騰などから武家奉公人の確保は困 国元の凶作や蝦夷地警備の状況や、 播磨屋を通じて抱えているこ 高松藩のよう 江戸の

2.名の方式ロネ省の5米カルコールへ

〔史料2〕「江戸日記」寛政七年五月一九日条

# 一、今日御目付触左之通、

#### 隽

来左之通、「近年猥暇差出候族も有之旨相聞候間、以前々御触も有之処、近年猥暇差出候族も有之旨相聞候間、以而家来召抱片道中之積"而召連罷登、江戸着後家来暇出候儀、御家中之面々、御参府御供登、其外交代登等之節、御国元"

召抱置、御下向御供下之族、又々道中召連罷下候儀者勝手次右之者江戸家中"奉公相ゟ、翌年御下向之節迄、江戸家中"而、一躰片道中召連候者"候共、於江戸表一通"暇不差出候様、併

# 他所奉公之儀者堅差留申付候、

第、

頭 候上暇差出候様、 暇不差出候而不叶訳有之候ふ、 道中無僕"而者不相成" 御賄被下置 又、翌年御供下り迄召仕候筈。而召連参候家来、 江戸着後召仕侯儀も不相成、 而宿雇之者当割入、 日々御雇代り申付、 左候へ者右暇出候家来、 御下。申付候 付、 無拠召連罷登候へ共、 暇差遣候族も可有之、 其子細御目付方点申出、 御下向之節御行列方并掃除 掃除方準御預之上 若江戸表"而 此節之儀故 左様之類

申触候、以上、是又御目付方≒申出、指図を受差下候様申付候、此旨共可は是又御目付方≒申出、指図を受差下候様申付候、此旨共可は却而御国元ゟ召連罷登候家来、病気等"而御国元≒差下候′、、

#### 四月

### 御目付中

目付≒送状差出、何連御〆宣様取扱候様、口達≒而申付候、但、何之誰家来病気≒付、御国元≒差下候訳、爰元御目付ゟ御国元御

②翌年の国下りまで、藩邸内での奉公は認めるが、:①参勤に同行した又者を江戸で召放すのは禁止する。

この内容を六点にまとめる。

②翌年の国下りまで、藩邸内での奉公は認めるが、他所への奉公は禁止

③召放しの理由を目付へ申し出て、承認を得る。

④召放された又者を掃除方へ置き、賄いを与え日雇いとする。

⑥病気の又者を国下りさせる時は、目付の指示を仰ぐ。⑤藩主が国元へ帰る時、掃除方の宿雇に含めて連れ帰る。

る者、他家へ奉公して病気になり弘前藩邸の世話になる者が出てきた。の無さが原因とみられ、ここにも貸人制度がなければ役務を遂行出来ない前からの布達を改めて出したもので、取り締まりの強化と又者の救済にあった。勤番が参勤に又者を同行するのは体面上であり、経済的余裕にあった。勤番が多島へ出したもので、取り締まりの強化と又者の救済がいる。

に暇を出し、 いて、これ以上明らかにならない。 者として連絡してきたため、弘前藩邸が協議し、藩主へ報告の上、 大夫の下請となっていた。ところが、 請人徳右衛門、 するよう布達が出ている。元禄元年(一六八八)、藩士山田権大夫は り藩士に対し、 の他、 江戸抱えの又者も存在した。 請人徳右衛門に預證文を提出させている。 下請を久大夫とする八助を又者として抱えた。 江戸抱えの又者が欠落した際、請人・人主を書付け提出 江戸町奉行より久大夫を、 貞享四年 (一六八七)、 又者の実態につ 八助は久 お尋ね 目付よ 八助

供頭が懸け合いにきて一〇両取られた話を紹介している。 手のつけられないがさつな様子が伺える 部屋頭が駕籠に乗って強請りにきたり、 というものである。とくに、 中間が巣をつくって町人を苛めたのと、 ような話が載せられてある。 にすぎたるものが二つあり、 弘前藩の武家奉公人については、『幕末明治女百話 津軽のさし売りは有名で、 津軽屋敷にすみやしほばら」とあり、 本所では、 塩原多助の炭屋が繁昌している 藩主の供先を切ったことから御 津軽屋敷が大きくて悪い足軽 (上)』に、「本所 戊辰戦争のころ 武家奉公人の 次の

弘前藩邸内に住む人については、目付が把握する機密に属することで

なった。
にもかかわらず、自己の抱える又者だけでは無理で、貸人により可能と
にもかかわらず、自己の抱える又者だけでは無理で、貸人により可能と
る部分であったことがわかる。藩士の江戸での役務遂行は、平時にある
あり、なかでも奥向きに関することは、特に秘密のベールに包まれてい

## (2) 病下り

ている。 いる。 が、 から末期願を提出している。これまでに四七日を要している。 日より浮腫が現われ、 町で病死している。 納させるよう取り計らった。 予備の不時金一 腹痛は回復したものの浮腫が現れてきた。(窓) 見継させることにした。 これが認められてから末期願を提出している。これまでに四七日を要し 弘前藩邸内で病気した場合、定府は家族が看病にあたることができる 勤番は同室の者が看病にあたり、 目付對馬又吉は、寛政五年六月二一日より腹痛で病欠していたが 藩邸は国下りが予定されている陸尺小頭木村源右衛門に、 両 また、 病気中の支払いに二両を認め、 九月二一日に病下願いを出し、 拝借金は、 中 一三日に江戸を出立したが、 -小姓・右筆手伝小山内利門は、 役職を考慮して駕籠料等として三両 回復しない時に病下りを願い出て 八月八日に病下願いを出し、 国元で知行米から返 それが認められて 山形城下旅籠 同年八月五 藩邸は、

財の返却分の方は承認しなかった。 除小人の貸人は認めなかった。拝借金の内不時金の三分だけを認め、借付添いの内諾をしていた縁戚の諸手足軽中村幸右衛門に見継をさせ、掃

る。 提出するように決められている。その内容は、『御用格』に示されてあようにみられる。ところが、文化一三年、病下願は一○○日過ぎてからこのように、寛政期までは病下りの発病からの日数が決まっていない

〔史料3〕『御用格(第1次追録本)上巻』文化一四年四月二九日

様被仰付旨御目付触有之、 「御国元より江戸詰之面々病気"付願之上御国下被仰付候、然処、 表当年は別而病気下度々願申出候面々は不勤御糺可被仰付候、 勿論病気下度々願申出候面々は不勤御糺可被仰付候、 被仰付候、勿論病気下度々願申出候では不勤御糺可被仰付候、然処、 を当年は別而病気下願多"而日数も御国下願候族も有之、病症" を当年は別而病気下願多"而日数も御国下願候族も有之、病症" を当年は別而病気下願多"而日数も御国下願候族も有之、病症" を当年は別而病気下願多"而日数も御国下被仰付候、然処、

但江戸表より申来、本文之通御触出被仰付候、

この内容を三点にまとめる。

| 属の組頭を通して病下願を申し出ることになっていた。| ①勤番の者は、これまで病気になってから一○○日を過ぎた時点で、所

②取り締まりが緩んでいるので、以後は一○○日を過ぎて快気に至らな

吟味のうえ許可することにしている。文政六年には行駄駕籠の不正使用これによると、病気養生が百日を過ぎて回復しない時に国下願を提出し、

四〇六文を支給することになった。

中田関所を出る際の女切手は、

御留

されているところをみると、徹底できなかったようである。政三年には、文政年間の目付触が守られないとして、同じ内容の触が出が問題になり、支配頭・医者に対し吟味を徹底するよう命じている。安

と不時金一分が認められている ではないかと見られ、医者が見聞し、 天保一四年六月、勤番の掃除小人四人が、病気で仕事もできず引き籠も 頭を通し、 が出ている。この病下願は、病気発生から一〇〇日を経過し、 (\*) 用を願い出たが、藩邸は医者による診断書の添付を命じ、 文政一一年、 病下りの許可が出ている。拝借金として、 一人は寝たきりで部屋の連中も迷惑をしている。 医者の診断書を添えて弘前藩邸に提出して許可になっている 諸手足軽川村軍平は、 乗馬が無理なため、 柳島御口取役に付添いさせること 行駄駕籠、 酷暑を越せない その後に許可 行駄駕籠 軽尻馬三匹分 所属の組 の使

下りの御住居番人に世話をさせることにしている。 召使いとは、 であれば一○○日は介抱するが、それ以後は打ち切って他の者に変えて 家老の取り扱いで、銀二枚と藩医三木正甫からの薬二七〇服が支給され 支給されて病下りしている。 いる。ここでも病気回復は一〇〇日を基準としていることがわかる。<sup>(8)</sup> 一分二朱・六八四文、 上 女中の例では、宝暦一○年(一七六○)、御年寄嶋田が本荷一駄分を 銀二枚は奉公の褒美とみられる。 田藩では、 病下りでなく暇を出されて国元へ帰る場合であるが、 足軽は五〇才を過ぎて剛健でないものは引退させ、 本馬一疋分一両一分二朱・七一七文、 安永四年、 また、 女中かつが病下りするときに、 嘉永五年、 路用として下一人分 御姫様付女中の 手当一分・ 病身

にした。 守居の扱いとなり、 不時金一分は、 親田中小右衛門から返納させること

の貸人があたっている。 V) に病死した。 州街道矢吹宿に逗留中、 場合には、 過去帳に記載がなく、 病人への付添下りは、 用人の評議の結果、 その地の大福寺 親類縁者が追善供養に訪れたかどうかはわからな 寛政一二年八月、馬廻組頭用人兼役添田有方の 白川藩は医者を見舞いに派遣したが、 安永三年、 (真言宗豊山派) 先例により医者を付添いさせている。 (8) 勘定人葛西佐左衛門には、 に仮葬されたが、 掃除 同一三日 同寺の 小人 奥

いさせている。 (§3) に付添いさせて国元へ帰していることがわかる。 くなったため、 は、付添人がなく交代下りまで待つようにいわれた。ところが、 病人の一人旅は無理であり、 文政三年、 町大工には勤番の古参の者の国下りにあたったものに付添 藩邸は親類の工藤助四郎に付添いさせることにしている。 弘化元年、 諸手足軽工藤重五郎の行駄駕籠による病下り 藩邸は必ず親類縁者・国下りの者・貸人 病が重

国元で用済み次第、 り駕籠人夫代一両一分・一貫五三〇文、 二分、 拝借金については、嘉永五年、 国元で給金から返納することになった。 付小人子之助は、 勘定方へ返すものであった 軽尻馬賃銭一 柳島御召馬口取伝介は、病下りにあた 両・一四四文・不時金一分を借 行駄駕籠代一分四六六文、 行駄駕籠は作事方が作り、 不時

武家奉公人で、 藩邸は藩用の飛脚便で、 拝借金・不時金は、 病下りに一 国元で知行米・ 国元の勘定奉行へ連絡している。 両三分・一貫九九六文を必要としており、 給金で返納するものであり、 御召馬口取の 江戸

返却の工面は大変なものであっことが推察できよう。

内に養生所設立の意見が出された。 と病人の看護を誰が行うかの二点で取りやめとなった。 御目見以下の病下りが多いため、 藩邸では検討した結果、 文政一一年、 勘定奉行から弘前 設立の費用

発行を行っている。 藩主家の人の麻疹の際の祈祷、 では出入りの江戸秋葉山の修験教寿院に祈祷を命じている。(%) 上総小人部屋では、天保五年、 屋敷稲荷の初午の祭事も行い、 風病が流行し五人が死亡したため、 教寿院は、 祈祷札の

常福寺へ祈祷を依頼している。安政五年、疫病が江戸の町を襲うと、 弘前藩邸は藩主家の菩提寺浅草

脚気・浮腫・疝積・麻疹・傷寒・風邪・

頭痛・眩暈

瘧疾

ものが、 地警備のため越冬した東北諸藩の藩士に続出してあらわれ、 歩行困難となり、 しないところからくる壊血病とみている。(8) して斑点が出て、 ことが明らかになった。 このように見てくると、 瘈気・疫病・疫癘・風気が挙げられる。松本明知氏は、 病名では、 所属する頭と医者の診断書を添えて願を出し、許可されている 歩行困難となって死亡するもので、 行駄駕籠・軽尻馬を用いている例が数多くみられる。 病下りは、 一〇〇日以上の病気で回復しない 病下りでも脚気・浮腫により 新鮮な野菜を摂取 浮腫病は蝦夷 大腿が膨張

てている。 養生所の設置を考えたり、 弘前藩邸は、 また、 江戸の町に疫病が蔓延すると、 医者に見せ、 掃除小人・上総小人に多数の病人が発生するところから 服薬させることや、 夏季に枇杷葉湯を配布したりして、 藩主家の菩提寺へ祈祷を依頼 修験による祈祷も行ってい 対策を立

ている。末期願について次の史料をみることにする。 途中で死亡するほど衰弱している者は、末期願を提出してから旅立っし、その時の祈祷札は屋敷内の人心の安穏を図るものであった。

〔史料4〕『御用格寛政本』「末期之部」 ®

天和二年十二月朔日

但御旗奉行、御持鑓奉行、御持筒者頭『相渡之、

天和二年十二月朔日

この内容は次の二点になる。

①末期願の判形見届は番頭が行い、判形を据えるのが無理な状態であれ

ば、願の内容をよく聞き報告する。

病人に対する判形見届の手続きと、同じ組の者が医者に見せ、看病にあり片けについても指図を聞いておく。(②病人が出たら、同組の者が医者を頼んで世話をし療養させ、死後の取

斗奉存候、

私行年四拾三歳罷成今年迄二十四年相勤申侯、

為指御奉

見える明和五年の「末期判元見届御定」によると、判形見届の役目は、たり、死後の指図も聞いて置くというものである。同じく『御用格』に

次の三通になっている。

①目付が馬廻格以上と百石以上まで

②徒目付が御目見以上まで、

③御目見以下は支配頭か同役があたる。

おり、徒目付が本人の花押を確認している。行われている。元禄一四年、算者斎藤長左衛門は末期願に跡式を決めて香を必要としたが、弘前藩もこれに準じたとみられ、さらに判元見届が幕府法の末期養子は、急養子願に親類書・遠類書に養実親類連名の添願

月八日に病下願、同一二日に末期願を、弘前藩邸に提出した。について四点の史料をみていく。又吉は、発病から四八日の寛政五年八次に、目付對馬又吉の末期願の提出から旅の途中病死した場合の扱い

[史料5]

用之儀早敢取申間鋪旨御医者申聞候間、 申上様無御座、 無相違被下、 願之通被仰付難有仕合"奉存候、 数医薬服用仕、 登り相勤罷有候処、 目付役被仰付、 乍恐以書付申上候、 御手廻り弐番組御組入被仰付、 以御威光色々養生仕難有仕合奉存候、 無調法之私、 冥加至極難有仕合"奉存候、 当六月廿一日ゟ浮腫相煩、 私儀明和七萬年八月十一日親瀬兵衛家督高百石 段々結構御取立被仰付、 然処遠路之儀於道中及大病候儀難 御国下り之上養生仕度儀 私当御供登被仰付、 寛政二成年九月朔日 御医者手塚玄策其外 然処於爰元薬 御厚恩之程可 罷

婿養子被仰付、 及渴命不申候様被仰付下置度奉願候、 子無御座候間、 公意不申上残念至極奉存候、 以御憐愍 青沼半助次男幸吉儀当丑拾二歳 <sup>7</sup>如何体 『被召仕、 此上申上候意恐多奉存候得共、 右之趣何這宜御沙汰被仰侯 家名相読被仰付、 罷成申候、 私未ヶ男 私娘方亞

寛政五等#年八月

以上、

對馬又吉正幸

兼松七郎右衛門様

右之通相認、 於江戸差下、、 御目付方借写

門・貸人の掃除小人が付添って江戸を発った。ところが、同二三日、 宿元・検断から付添人木村源左衛門に宛てて、 形城下旅籠町の六左衛門の宿で病死し、 っている。 これは写しであるが末期願の様式がよくわかる。宛先は藩邸の用人にな 同一三日、ちょうど国下りにあっている陸尺小頭木村源左衛 その所の松岩寺に埋葬された。 次のような死亡から葬式

史料6

埋葬までを記した覚が出されている。

覚

津軽御家中對馬文吉殿江戸より御病気"而御下り被成候処、 宗松岩寺工土葬 聞、 晚当町六左衛門方道御旅宿、 依之当所寺院之内"御取置被成度由御頼"付、 "御取置被成候処相違無御座候、 途中より御差重り御病死之由被仰 尤右寺よりも引 当所小橋町禅 今

·書付取之御渡申侯、

為其

札仍而如件

寛政五黨年八月廿三日

宿山形旅篭町 六左衛門 (黒印)

佐治吉左衛門 (黒印)

後藤小平治

(黒印)

津軽御家中 木村源左衛門殿

また、松岩寺 (曹洞宗) から付添人に葬式を執行した旨の証明が出され

ている。

[史料7]

札之事

下之処、当所"て御病死"付、 津軽御家中對馬文吉殿と申仁、 当寺垣引導邦取置之義御頼 御病気 "而貴殿御差添江戸ゟ御 付、 任

其意引導いたし境内『土葬"取置申候所相違無之候、 為其一札仍

如件

寛政五#八月廿四日

山形小橋町 禅宗

松岩寺

(黒印)

木村源右衛門殿

うとしている。 江戸藩邸では、 松岩寺過去帳の二三日に次のような記載が見える。 国元へ帰った付添人の報告を待って、 宿元への謝礼を行

[史料8]「松岩寺過去帳

寛政五丑八月津軽家中

正 華院 閑亭冷月居士

俗名對馬又吉 旅篭町六左衛門而死

と書いた跡が見え、 院号は欄外、 居士の二字は擦り消した上に書かれてあり、 後に加筆されたものである。 旅人の死亡は仮葬の取 紙背から信士

ったかどうかはわからない。
士号が追贈されたものと考える。對馬又吉の国元の菩提寺が曹洞宗であ對馬又吉の親類縁者が松岩寺を訪れ、追善供養を行った際に、院号・居り扱いで、本葬は親類縁者が埋葬地に来て行うことになっているので、

の江戸藩邸との対応も行い、挨拶料を届けていることがわかった。らうが、藩邸は国元と連絡を取り、宿・医者・寺院、時にはそのところ病下りの途中に病死した場合、その地の寺院に頼み込んで仮葬しても

返済、 かった。 あるため、 場合と、 病下りには付添人を必要とした。付添人は、 のであった。 るように決めたが、 た。しかし、 弘前藩邸では、 病下りの旅の費用のためであるが、もともと病下りは個人負担で 願いは所属の組頭を通し、 病人が自己負担する場合があった。 予備の不時金と共に国元の知行米・給金で返納するものであ 江戸患いといわれる脚気により、 拝借金の一部を国元で免除する例もみられた 文化期に、発病してから一〇〇日後に病下りを願 個別の事情を考慮するため、 医者の診断を受けてから提出するも 国元へ帰る者に付添わせる 拝借金は、 歩行困難となる者もあり 徹底したものにならな 薬料等の借財 い出  $\mathcal{O}$ 

藩用の飛脚便で国元へ届ける手続きを取っている。ので、病下りの際の末期願を、江戸藩邸では目付が本人の花押を確認し、ら出立した。武士社会にあっては、家名存続が最も重要なことであった大病で旅の途中で死亡が予想される時は、末期願を用人に提出してか

およばないことから、事件にならなければ記録に現われず、明らかにでは、分限帳等から人数を把握できたが、又者については藩の支配が直接これまでみてきたところでは、弘前藩江戸藩邸の定府・勤番について

きなかった。

裕のなさが、その理由であろう。武具の貸与からも、 連れるのは、 要であった。 役務を維持できない状況に陥っていることがわかる。 きないことを認識していることが考察できた。参勤交代の道中に又者を 江戸では役務遂行の為のほか、 ことから、 掃除小人による貸人制度は、 江戸藩邸が平時においても、 貸与は三○日であり、 武士の体面上の都合であって、 又者の病気・死亡、 蝦夷地出兵の軍団編成の際に始まるが、 藩が経費の三分の一を負担している 貸人がいなければ役務遂行がで 江戸での召放ちは経済的余 病下りの付添いに必 武士身分の本来の

る。 人部屋の管理、上総小人の募集、捨て子・行倒人の世話に当たらせてい えなくなっていった。その中で、人宿の手代に扶持米を与えて、上総小 国元から武家奉公人の供給が滞ると、必然的に江戸抱えに頼らざるを

個別の事情を考慮するため、徹底したものにならなかった。 病下願いは、文化期より発病後一○○日過ぎてからと定められたが、

ら国元の藩庁へ飛脚便で伝えられていることが考察できた。
は、国元の勘定奉行へ伝えられて処理されていることが明らかになった。
は、国元の勘定奉行へ伝えられて処理されていることが明らかになった。

- 1 「江戸御留守居役付勤方之覚」国文学研究資料館蔵
- 2 「江戸日記」 寬保元年一二月二九日条。
- (3)「上方分限帳」弘前市立図書館蔵
- (4)「常府御家中帳」同館蔵
- (5)「江戸常府并勤番者名前」同館蔵。嘉永三年一一月の記録で、 四月に参勤で国元を立っているので、 在府の年になる。 藩主は
- (6)「江戸日記」安政三年六月二五日条
- (7)「江戸御役人 上方御合力并京大坂役人上方町人御合力 る点は明らかにできない おいた。都合一二一五人としながら、 安政四年(一八五七)下限とする。よって、ここでは安政四年に掲げて 方」弘前市立図書館蔵。年号がなく、天保四年(一八三三)を上限とし 内訳との人数に三〇四人の差があ 御扶持米下
- (8)「常府御家中御役調」同館蔵
- 9 はじめにの註(9)前掲書。
- 10 半田和彦『秋田藩の武士社会』、無明舎出版、二〇〇六。
- (11)「江戸日記」文久三年二月二二日条
- (12) 小山秀弘氏蔵。『新編弘前市史資料編3 弘前市企画部企画課、二〇〇〇。 (近世2) 史料番号二〇三』
- 13 て―」(『史苑』三二巻二号)、立教大学史学会、一九七二。 島村妙子「幕末下級武士の生活の実態―紀州藩一下士の日記を分析し

委員会、一九八三。 ―」(『地図で見る新宿区の移り変わり―四谷編―』)、 「単身赴任下級武士の幕末江戸日記―和歌山藩士酒井伴四郎の 東京都新宿区教育 日

- 「津軽編覧日記」弘前市立図書館蔵
- (15)「弘前藩江戸藩邸をめぐる町人訴訟の実態―天和期を中心に―」(『近

世武士の生活と意識』)、岩田書店、二〇〇四

- 16 「江戸日記」文化一三年一二月二〇日条。
- 右同弘化二年一〇月六日条。
- (18)『北方史と近世社会』、清文堂、一九九九。
- <u>19</u> 「江戸日記」文化六年一二月一五日条。
- 20 右同日記宝永三年五月二六日条。
- 21 右同日記宝永四年二月二九日条。
- 22 右同日記寛保元年八月二八日条。
- 23 右同日記安永元年一月二六日条
- 24 右同日記宝永三年一一月二三日条
- 25 高牧實『文人勤番藩士の生活と心情』、 岩田書院、二〇〇九
- 26 「江戸日記」安永三年一一月二四日条。
- 27 右同日記寛政五年九月二二日条。
- 28 右同日記文久二年閏八月二一日、九月二七日条。
- 29 右同日記天明二年一一月五日条
- 30 右同日記寛政五年七月二二日条。
- 31 右同日記安政二年一二月二六日条
- (32)『津軽歴代記類』青森県文化財保護協会、 一九五九。
- 33 「江戸日記」元禄元年二月二四日条

右同寬保元年七月一日条。

35 註(3)前掲書。 34

- 36 「江戸日記」文政一一年一〇月一日
- 37 右同文政一二年七月七日条
- 38 はじめにの註 (12) 前掲書
- 39 「江戸日記」天保一〇年七月二一日
- 40 右同日記弘化三年七月二一日条

- (41) 右同日記弘化三年七月二八日条。
- (42) 右同日記文久元年一一月一〇日条。
- (43) 右同日記嘉永三年五月一日条。
- (44) 右同日記安政三年七月六日条。
- (45) 右同日記文久元年一二月一六日条
- (46) 右同日記天保六年一二月一日条。
- (47)木越隆三『日本近世の村夫役と領主のつとめ』校倉書房、二〇〇八。
- (49) 右同日記文政一一年一一月一二日条。

「江戸日記」元治元年四月二日条。

48

- (50) 右日記貞享四年九月一四日条。
- (51) 右同元禄元年一一月二八日条。
- (52) 岩波文庫、一九九七。
- (53)「江戸日記」寛政五年八月八日条。
- 任じられている。
   政四年に還俗させられ、同五年病下りし、同八年藩校稽古館書学学頭に日条。『御用格寛政本』弘前市教育委員会、一九九一。小山内利門は寛(54)右同日記寛政五年九月二〇日、二五日条。「国日記」同八年六月二三
- (55)「国日記」文化一三年四月二八日、九月一七日条。
- (56)「江戸日記」文政一一年一〇月八日条。
- (57) 右同日記天保一四年六月一七日条。
- 二八号、二〇〇〇年)。(58)磯田道史「近世大名家における足軽の召抱と相続」(『日本歴史』第六
- (59)「江戸日記」宝暦一〇年九月五日条。
- (60) 右同日記嘉永五年八月一三日条。
- (61) 右同日記安永三年一一月二四日条。
- (62)「国日記」寛政一二年八月一六日、九月一二日、一一月一日条。添田

有方は矢吹駅で病死し、跡式は末期願の通り養子常次郎に決まった。

- (3)「江戸日記」文政三年六月二日条。
- (4) 右同日記弘化元年八月一五日条。
- (65) 右同日記文政一一年一〇月八日条。
- (6) 右同日記天保五年五月一一日条。
- 「正言日己」で女互手し引一三日より。(一七四三)三人扶持、安政四年頃には二人扶持が支給されている。(一七四三)三人扶持、安政四年頃には二人扶持が支給されている。森林助『津軽黒石藩史』歴史図書社、一九七八。教寿院は寛保三年
- (67)「江戸日記」安政五年八月一三日条。
- 「弘前藩医松野因策とその系譜 補遺」(『弘前医学』第五二巻一号)、

110000°

68

- (9) 弘前市教育委員会、一九九一。
- (7) 黒滝十二郎『弘前藩政の諸問題』、北方新社、一九九七
- (11)「江戸日記」元禄一四年七月二四日条。
- 文書。松岩寺過去帳。はじめにの註(4)前掲書。(72)「国日記」寛政五年九月一二日、一〇月二八日条。宮川慎一郎氏所蔵

# 二 藩邸での死

## (1)病死

また、葬送は死者の親類縁者の手で行われるが、弘前藩邸が関与するのが、勤番は江戸に菩提寺が無くどのような扱いをうけたかを考察する。弘前藩邸内で病死した場合、定府とその家族は、菩提寺へ葬送される

に関するもめごとが記録に現われないところをみると、さしたる問題も弘前藩の国元・江戸において、菩提寺を代えた例はあるが、寺請制度

はどのような場合であったかを明らかにする。

なく経過してきたものと考えられる。

○那須家の継嗣問題に連座して、貞享四年(一六八七)一○月一四日かの扱いに変化が生じた。二回にわたる処分の期間は、次のようであった。ところが、四代藩主信政が幕府から処分を受けることによって、死者

②弟信章が秋田領に越境する事件により、同二年七月二四日から一二月

二八日まで遠慮

の取り扱いについては不明である き取られた。屋敷内に一旦仮葬していたものを、幕府奏者番の返答の線 入りを禁じている。一七日になってようやく死体が娘・又者・親類に引 で死体は屋敷の片隅に埋葬された。 送るというものであった。この線に沿って藩邸内の死者が取り扱われた。 である。返答の内容は、夜更けになってから露次火を灯さず竊かに寺へ 娘が久世出雲守に嫁しているので、 てている。これは、信政の姉満が土井能登守の正室になっており、その じた。そこで、貞享四年、 ことがわかる。 この閉門・遠慮の期間、死者を江戸藩邸の門外へ運び出せない事態が生 一一月九日、定府とみられる太田久右衛門が病死すると、目付の指示 日没後に死者を目立たぬように、 屋敷内の埋葬は、 藩主自ら幕府奏者番久世出雲守に、 小石川屋敷で他に一例あるが、 親類への通知と、親類の藩邸の立ち 閉門中の取扱いについて尋ねたもの 小門から運び出して処理している 伺いを立 埋葬後

ることを認める布達が出ている。大名・旗本屋敷でも、処分を受けた時め置くことについて、夜更に死者を密かに寺に送ることと、医者を入れて禄元年六月、幕府から、閉門・遠慮の処分の者が屋敷内に死者を埋

、死者を屋敷内に埋葬する例があり、取り扱いについて伺いを立てて

いたものとみられる。

している。 五兵衛に引き取らせている。同三月六日、 長柄の佐兵衛は江戸抱えのため、 にはその家来仁助が病死している。菩提寺がなく埋葬を頼める寺院を探 藩主へ報告後、 棺桶の運び出しは、 人が付添い、 している。 前藩邸内では、貞享四年一一月一一日に勤番の横嶋彦太夫、 同二三日に病死した葛西九兵衛の場合は、二五日夜、 四人が棺桶を持ち運び出しているが、寺院名は不明である。 下谷正洞院へ足軽目付、郷足軽四人に付き添わせて埋葬 郷足軽・掃除方の任務であった。元禄元年一月二日 人宿太左衛門を通じて請人三河町大家 石田次左衛門の家来の場合、 四 日

葬式料二分・賄料が支給されている。母には寺請証文を用意させ、小石から、乞食に落ちるより方法がなかった。藩主から家老へ指示があり、帳付戸田七兵衛の場合、残された病気の母は、親類や貯えもないところ帳付戸田七兵衛の場合、残された病気の母は、親類や貯えもないところにと指示が出ている。同二年二月一二日の御台所本主が閉門を解かれた四月一七日になっても、慎重な取扱いが続けら

幕府の処分が明けた同四年、御徒小山善次兵衛が傷寒で死亡すると、江戸足軽・江戸小人が御紋無しの提灯を持ち、輿担ぎは日雇いであった。藩主家の菩提寺津梁院へ穏便に運ばれるように手続きがとられている。『』の七月二四日、藩主が再び遠慮の処分を受ける。同一一月一二日に正

川屋敷の尼正清冷月のもとに置き、救済している。

ようやく処分以前の状態に戻った。 日暮れてから馬場裏の門より、憚らずに死体を出してよいことになり、

動を懸念したものであろう。 ないように申し入れがなされている。 響が及んだ。人宿になるべく新規でなく継続して雇用し、ことを荒立て 処分の期間、 葬送のほか、 江戸抱えの武家奉公人の採用についても影 これは、新参で心得のない者の行

史料をみることにする 本所二ツ目の上屋敷にあっては、 から西門の小門だけから出入りし、 (一七〇九)、新しく北門脇の土塀の間に、 の間、 死体を屋敷外へ運び出すことについて、 各屋敷の門は板うちし、 東通りの土塀の間にあったが、 他の屋敷も同様であった。 神田鷹匠町の上屋敷では、 片開きとして設置されて 天明五年 (一七八五) 不浄門は 日暮れて 宝永六

[史料1]「江戸御屋敷勤方御用 留2

柳嶋御屋鋪之内"而死人寺"送り候も御目付より御差図有、 差図無候共日除御門より通ぎ可申候、 出入何『入何人と翌日御目 尤御

この内容を二点にまとめる。

付へ書上可申候

①柳島屋敷では目付の指示により死人を日除門より運び出す。

②翌日、 出入の者の名前を目付へ届け出る。

検討したが、 方にある場合、 安政江戸地震の際は、 このように、 他の屋敷でも同様の取り扱いが行われたものとみられる。 従来通りの扱いとなった。 経費が増すので、 不浄門の開閉を暮六ツ以後にすると、 明六ツ過ぎに死体を運び出してよいか 菩提寺が遠

> 府老中へ死亡届を提出している。 に入り、 れている。 藩主へは、 屋敷内の鳴物禁止の目付触れを出し、 元禄一四年、 藩邸内で発生した死者は掃除小人に至るまで、 家老添田儀左衛門が病死すると、 香典銀子三枚を供え、 藩主自ら忌中 報告がなさ

らも、 るものであった。 照らし合わせて、 六両の拝借を申し出ている。藩では薬用分の拝借は先例が無いとしなが(E) ていることがわかる。同一一年、 ろをみると、拝借金なしで、 あり認めなかった。しかし、この後に三分の拝借が認められているとこ 片付金一両は藩から拝借し、 から国元の同役へ藩用の飛脚便で連絡し、 しとし、 (一七九三)、勘定人伴安太郎は末期願・判元見届けの後に病死すると、 (一八三九)、中村新次郎の親の場合、御定三両の半分一両二分を前渡 の場合、 葬送するための片付金を、 (一八○七)、定府足軽武村十助の母の場合、拝借金は以前のものも 三両を認め、 後日半金を貸している。安政四年(一八五七)、勧学生葛西處 勧学生として拝借金の先例が無く、御目見以上一両の基準に 一両二分を出している。 知行米から返納させることにしている。天保一○年 藩邸から拝借する例をみていく。 藩邸内の人々が葬式を出せない状況になっ 知行米より返納することになった。 対馬七次郎が浮腫・疝気で死亡すると 国元の知行米・給金で返納す 拝借金は、 江戸藩邸勘定奉行 寛政五年 文化四

付ける記録は無いが、 わたる土着政策があり、 以後に返納を伴うものに、 寛政五年以前は、 掃除小人の葬式のための片付金は支給されていたが 国元で藩財政の窮乏から、 蝦夷地警備の負担が加わり、 変化しているようにみられる。 天明・寛政期の二度に 江戸藩邸の経費節 この変化を裏

橋慶蔵方に下宿し、養生中に病死した。藩邸は前例が無いとしながらも 減が反映したものと考えられる。天保一四年、国元で節約令が出される 二両を支給して片付料に充てさせている。 (2) 女中の場合では、 江戸藩邸でも拝借金は四分の一に減ぜられる措置がとられてい 安政六年、 浜町御休息女中・若年寄格波衛が、 女中の片付金は返納の義務が 八木

している。 ることがわかる。 取置金の返納を求めていないところから、 総小人の場合、文化九年、岩撫村重右衛門は、 弘前藩邸は先例により葬送の取置金二分を支給し、 拝借金に当たらないものであ 人宿が引き取り埋葬 人宿にも

なかったようである

基準の一つになっているものとみられる。 未満は服忌しなくてもよいことになっていることから、これが拝借金 歳未満の子の拝借金は、 御定の半減となっている。 服忌令では七歳

金御定の規定を改定する評議が持たれたが、これまで通りとなった。 文久三年 (一八六三)、諸手組木村寅蔵の場合、諸色高値のため拝借

みられる。 設けられてあり、 て支給されているところから、 御目見以上については、 が片付金二分の規準があることは、 金以外でも必ず返納を伴うものであった。御目見以上は一両、 拝借金の基準については明確に示したものが残されていないが、片付 これを基準にし、 表(1)の安政江戸地震の手当が、 拝借金御定の規定が役職と禄高によって これまでの例によって明らかである 個別の事情に応じて貸与したものと 役職によっ 掃除小人

病死した者の残された荷物については、 安永三年 (一七七四)、 用人

> ように、 んでいる。 銭が支給され、 ていることがわかる 、田清左衛門の場合、本人の印判を封印し、書物と共に又者が国元に運 遺品は江戸藩邸の経費により、 同四年、 荷物は御持足軽の手によって国元へ送られている。 三上甚右衛門の場合、 国元の親類縁者に送り届けられ 家老の指示で本馬一疋分の

戸

えのために、 安政六年、 弘前藩邸は銀八匁三分五厘を支払っている。 箱持加勢鉄吉が病死すると、 不浄となった畳一丁の取り換

三年、 出費している。六〇人分の振舞いの規模をみても、規制される方向が打 三両一分・九匁五分、非人へ七〇〇文、茶漬の振舞い六〇人分一 草米店の手代直次郎でさえ、 経済の発展・充実があって可能になった現象である。銅商住友家泉屋浅 列する集団・接待に関わる者の存在もみえてくる。このことは、 対象としている。このように、葬儀の肥大化には、施主のみならず、 船宿・鳶入口・火消人足・餅菓子屋のほか、 った。文政四年 (一八二一)、町名主が申し合わせ、 二朱・一〇〇文、導師三〇〇疋、 江戸市中では華美になる葬儀を、四回にわたって統制している。 麻裃は親族だけとし、参列者を四・五人に制限したが徹底しなか 出棺の衣装金三分・銀七匁四分五厘、 火葬の火屋料一両二分・一貫文、 念仏講・題目講・富士講も 人宿·料理茶屋 社会 石塔 寛政

合わせて二分二朱を要し、 が又者を手打ちにした時、 最も料金の低い惣火屋焼きで二分から三分であった。 江戸では寺院へ一分を納めると、 手打ちにした藩士の負担であった。このこと: 人宿に片付金一分、 寺内墓地へ埋葬が認められ、 寺へ一分、 土佐藩では、 棺桶等に二朱

ち出されるのは無理のないことであったとみられる。

表(2) 高橋佐兵衛の葬式費用

区分	費目		金	額	備考
	棺一式	1両	280文		
	角蓮台・仮位牌				
	糸帷子・手桶等				
	棺持 4人		1732文	(1人432文)	
	平人 1人		264文		
	出家供 1人		132文		
	支度料 6人		200文	(1人32文)	
	桐油五枚笠、損料共		332文		
	上下損料		72文		
	₽*	1 両	3貫24文		
	外に湯灌		200文		
仮葬					(別 紙)
	導師布施	2朱			和尚布施 2朱
	式僧布施		200文		3人~4人 2朱
	地面料	3分			
	初七日より百ヶ日迄	1分			当日より百ヶ日 1分
	迎僧・剃髪	2 朱			迎僧 500文
	小僧布施 2人		200文		小僧布施 100文
	大小受戻料		300文		
	下男酒代		200文		寺下男 酒代 100文
	葬穴料 深5尺		300文		穴場酒代 2朱
					非人 200文
	R.		分2朱		
	方丈布施 墓所諷経	100疋			
	出僧布施	100疋			
	本葬式 方丈布施	200疋			
	出僧布施 10人	300疋			
	葬式諸道具	300疋			
	出僧支度料	600疋			
	葬式料	100疋			
本葬	暮付届	50匹	/\ o.#-		
			分2朱		
	石塔	3分	GOO <del>tr</del>		
	位牌 定紋付茶碗1つ		680文 200文		
	歴高茶台1つ				
	水僧布施		540文 100文		
	恵然寺布施	1分	100又		
	总		1 貫520文		
	法事その他1式	100疋	. 只040人		
	盆幕付届	100元			
3回忌	回向料	100疋			
	お供その他	100疋			
	盆暮付届	100疋			
	mr.D.11/III	100/-			

火葬・振舞手当の記事なし

残りの一分は棺桶を担いだ者への振舞いができたものとみられる。からすると、弘前藩邸の掃除小人が死亡し、二分あると寺院へ一分納め、

第宗) へ埋葬され、同寺の過去帳に記載がある。 協合をみる。高橋家は藩の御用達であったが、佐兵衛は藩士として召抱場合をみる。高橋家は藩の御用達であったが、佐兵衛は藩士として召抱とにする。弘前藩士の例が見当たらないので、支藩黒石藩高橋佐兵衛のとにする。弘前藩士の例が見当たらないので、支藩黒石藩高橋佐兵衛のとにする。弘前藩士の例が見当たらないので、支藩黒石藩高橋佐兵衛のとにする。

[史料2]「恵然寺過去帳.

(嘉永六年) 七月十一日

正宗義覚居士 津軽越中守様内 高橋佐兵衛事、勤番中死去、

## 信田氏墓同所

郎・斎助が派遣され、 家の当主佐右衛門は一周忌に、火葬にして遺骨を黒石の菩提寺保福寺 三回忌に五〇〇疋を支出している。 仮葬は湯灌一 出納の記録が残されていて、 いないようである。供養に使った費用が、 同二年に恵然寺で三回忌の法事を行っているが、黒石から人は出かけて を通し、 黒石藩士信田氏を通して寺へ頼み、 (曹洞宗) 一両一分二朱・一貫五二〇文で、 恵然寺から改葬の許可を得た。翌年閏七月二八日、親類の佐五 に埋骨したいとの思いから、 1○○文を入れて、 本葬・墓石の建立を行い、遺骨を持ち帰っている 仮葬から本葬の様子を知ることができる。 計二両1 合計六両七四二文になる。 寺から戒名を書いた紙片を国元で遺 同氏の墓所へ埋葬されている。 黒石藩の重役・黒石藩江戸藩邸 |分二朱・三貫二二四文、 表 (2) である。 商家だけに 高橋

である。ところが、火葬・振舞の経費が記録されていない。佐兵衛の戒骨と共に入れるように指示されているところから、火葬は行われたよう

〔史料3〕「高橋家永代過去帳」

名についてみていく。

一、八代目 七代目園次郎子、幼名佐兵衛、嘉永六紫#年七月十一日

於江戸表行年四拾才"而死ス、前文"有之

範量院正宗義覚居士

同宗で取り扱われていることが理解できよう。る。臨済宗と曹洞宗の違いはあるものの、禅宗という括り方をすると、菩提寺で埋骨し、追善供養の法事を行った際に追号されたものとみられ戒名は恵然寺のものに院号「範量院」が追加されている。これは国元の

同役・同部屋の者によって葬送が行われたことが明らかになった。送できたが、勤番は邸内に親類縁者がいればその者により、いなければ弘前藩邸において、定府は親類縁者の手で、拝借金を以て菩提寺へ葬

(しのむら・まさお 東北女子大学准教授)